

障害者の雇用の現状

令和5年度

栃木労働局職業安定部職業対策課

はじめに

障害者の雇用対策については、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)に基づき、「障害者の雇用義務等による雇用促進のための措置」、「職業リハビリテーションの措置」、及び「障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じた職業生活における自立を促進する措置」の3項目を柱として障害者の職業の安定を図るための各種事業を推進しております。

この雇用対策の背景には、国際障害者年(昭和56年)以降に広まった「ノーマライゼーション」の理念(地域社会には何らかの障害を持った人が一定数いることが通常であることから、障害者も通常の生活環境の中で一市民としての生活が送れるように精神的、物理的な環境条件の整備を図っていく)に沿った社会の実現、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」に謳われた「地域社会における共生の実現を目指して、国民がそれぞれの立場で努力していくことが重要である」といった考え方があります。

こうした中で、障害者に直接雇用の場を与えることができる事業主はとりわけ重要な立場にありますが、これらの法律等をご理解いただいた民間企業事業主等のご努力により、雇用される障害者数は年々増加する傾向にあります。

本県においても令和5年6月1日現在の雇用障害者数は5,550.0人となり、常時雇用する従業員の中の障害者の割合(実雇用率)も2.39%で全国平均並びに、法定雇用率を2年連続上回り、本県の障害者雇用は、着実に進展しています。

法定雇用率については、令和6年4月から民間企業で2.3%から2.5%に引き上げが予定されており、対象企業も、常用労働者43.5人以上から40.0人以上に拡大されることから、更なる雇用を推進しなければなりません。また、近年では、精神障害者(発達障害者も含む)の就職件数が急増し、本県においても雇用が進んでいますが、一方で、症状が不安定であることやコミュニケーションが苦手なことから、早期離職に至る等、職場定着が重要な課題となっており、これまでの雇用促進に加えて職場定着を図るための支援を重点的に取り組む必要があります。

今後は、障害者が希望や能力、適性を十分活かし、障害の特性に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会としていくため、障害者基本法の目的でもある「共生社会」の実現に向けて、各関係機関と連携を図りながら全力で取り組んでまいります。

本冊子は、栃木県内に本社を有する一定規模以上の企業に係る令和5年6月1日現在の障害者の雇用状況や、その関連事項を取りまとめたものですので、このような障害者雇用における背景や環境をご理解いただき、各事業主の方々に幅広くご活用いただいで障害者の雇用促進と職業の安定に資していただければ幸いです。

令和6年2月

栃木労働局職業安定部職業対策課

目 次

第1 民間企業における雇用状況

1 概況	1
◎ 法定雇用率とは	2
第1表 年別の障害者の雇用状況（栃木県）	3
第2表 障害者の雇用状況（全国）	4
2 企業規模別の状況	5
第3表 規模別の障害者の雇用状況（栃木県）	6
第4表 規模別の障害者の雇用状況（全国）	7
3 産業別の状況	8
第5表 産業別の障害者の雇用状況（栃木県）	10
第6表 産業別の障害者の雇用状況（全国）	11
第6表-2 産業別の障害者の雇用状況（製造業における雇用状況）（全国）	12

第2 民間企業における雇用率に関する諸制度等

1 除外率設定業種及び除外率	13
2 「特例子会社」制度	14
3 都道府県別の実雇用率・法定雇用率達成企業割合（民間企業）	16
4 障害者雇用率達成指導の流れ	17
5 障害者雇用納付金制度	18

第3 公的機関・独立行政法人等における雇用状況

1 公的機関における雇用状況	19
2 地方独立行政法人等における雇用状況	19
第7表 公的機関・独立行政法人等における障害者の雇用状況（栃木県）	20
第8表 国・地方公共団体における障害者の在職状況	
① 法定雇用率2.6%が適用される国・地方公共団体（全国）	21
② 法定雇用率2.5%が適用される都道府県等の教育委員会（全国）	21

【参考資料】

第1 栃木県の身体障害者の現状

1 身体障害者の数	22
第1図 身体障害者手帳交付状況	22
第2図 身体障害者数の推移	22
2 就職を希望する身体障害者の状況	23
第1表 身体障害者の職業紹介と求職登録の状況	23

第2 栃木県の知的障害者の現状	
1 知的障害者の数	24
第3図 療育手帳交付状況	24
第4図 知的障害者数の推移	24
2 就職を希望する知的障害者の状況	25
第2表 知的障害者の職業紹介と求職登録の状況	25
第3 栃木県の精神障害者の現状	
1 精神障害者の数	26
第5図 精神障害者保健福祉手帳交付状況	26
第6図 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移	26
2 就職を希望する精神障害者の状況	27
第3表 精神障害者の職業紹介と求職登録の状況	27
第4 障害者の就労支援	
1 ハローワークにおける障害者の就労支援	28
2 その他の障害者就労支援機関	29
3 障害者の雇用に関する主な助成・支援制度	30
第5 障害者に関する栃木労働局発表資料	
令和4年度 障害者の職業紹介状況等	32

第1 民間企業における雇用状況

1 概況

- (1) 栃木県内に本社のある民間企業（以下「県内本社企業」という。）のうち、障害者雇用率（以下「雇用率」という。）2.3%が適用される企業の令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況は、障害者を1人以上雇用すべき企業（常用労働者が43.5人以上の企業）数が1,381社で、当該企業に雇用されている障害者数は5,550.0人となっている。

このうち身体障害者については、重度身体障害者が1,714人（実人員857人）で、重度以外の身体障害者が1,056人、重度身体障害者の短時間労働者数が130人、重度以外の身体障害者の短時間労働者数が88.0人（実人員176人）となっている。

また、知的障害者については、重度知的障害者が384人（実人員192人）で、重度以外の知的障害者が896人、重度知的障害者の短時間労働者が65人、重度以外の知的障害者の短時間労働者が134.0人（実人員268人）となっている。

精神障害者については、短時間労働者以外の精神障害者が597人で、短時間労働者の精神障害者が486.0人（実人員486人）（※）となっている。

- (2) 県内本社企業が障害者を雇用している割合（実雇用率）は、2.39%で前年(2.38%)より0.01ポイント上昇した。

うち、身体障害者のみの実雇用率は1.29%で前年に比べて0.03ポイント低下、知的障害者のみの実雇用率は0.64%で前年に比べて0.02ポイント上昇、精神障害者のみの実雇用率は0.47%で前年に比べて0.04ポイント上昇となった。

- (3) 県内本社企業の障害者の雇用状況を産業別にみると、「医療,福祉」、「農林業」、2業種の実雇用率が民間企業全体の実雇用率（2.39%）を上回っている。

また企業規模別にみると、300～500人未満規模企業以外の全ての規模区分で実雇用率は法定雇用率を上回っている。

- (4) 県内本社企業の法定雇用率達成企業は805社で前年より32社増加し、未達成企業が576社と前年より12社減少、法定雇用率達成企業の割合は58.3%となり、前年より1.5ポイント改善した。

雇用率未達成企業576社のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）は426社とその79.0%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は353社となっており、調査対象企業全体に占める割合は25.6%と前年より0.1ポイント上昇した。

(※) 精神障害者数短時間特例該当について：

・平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当するものは、0.5ではなく1とカウントします。(1)平成30年6月2日以降に雇入れられたものであること。(2)平成30年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

・令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、雇用率上1カウントとしている。

◎ 法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3%
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6%
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

第1表 民間企業における年度別障害者雇用状況

【栃木県】

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数(注2)													④ 実雇用率 ((③÷②) ×100)	⑤ 雇用率達成 企業数 (割合)		
			A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度身体 障害者以 外である 短時間労 働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度知的 障害者以 外である 短時間労 働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神障 害者であ る短時間 労働者	M 精神 障害者数 短時間 特例該当 (注3)			N 精神 障害者計 K+(L-M)× 0.5+M ※H29迄 (K+L×0.5)	O 合計 (E+J+N)
平成22年	840	162,420.0	563	793	36	-	1,955.0	95	345	10	-	545.0	54	31	-	69.5	2,569.5	1.58%	413 (49.2%)
平成23年	881	175,895.0	611	822	36	57	2,108.5	110	335	18	31	588.5	66	36	-	84.0	2,781.0	1.58%	438 (49.7%)
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	-	115.0	2,880.5	1.59%	462 (49.5%)
平成25年	1,049	188,466.0	653	910	54	69	2,304.5	114	427	24	55	706.5	126	57	-	154.5	3,165.5	1.68%	485 (46.2%)
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	791.0	159	60	-	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	-	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)
平成28年	1,074	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	889.0	232	93	-	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)
平成29年	1,106	206,355.0	772	989	109	116	2,700.0	131	610	68	135	1,007.5	281	199	-	380.5	4,088.0	1.98%	665 (60.1%)
平成30年	1,237	216,895.5	795	1,000	129	124	2,781.0	141	666	56	118	1,063.0	354	174	117	499.5	4,343.5	2.00%	679 (54.9%)
令和元年	1,253	218,954.5	820	1,051	107	125	2,860.5	142	693	53	155	1,107.5	410	196	127	571.5	4,539.5	2.07%	706 (56.3%)
令和2年	1,276	222,254.5	874	1,040	114	133	2,968.5	152	752	53	196	1,207.0	446	275	176	671.5	4,847.0	2.18%	732 (57.4%)
令和3年	1,366	230,023.5	877	1,061	133	164	3,030.0	150	828	59	260	1,317.0	501	432	275	854.5	5,201.5	2.26%	743 (54.4%)
令和4年	1,361	232,041.5	886	1,058	152	174	3,069.0	182	866	59	321	1,449.5	573	516	332	997.0	5,515.5	2.38%	773 (56.8%)
令和5年	1,381	232,200.5	857	1,056	130	176	2,988.0	192	896	65	268	1,479.0	597	486	486	1,083.0	5,550.0	2.39%	805 (58.3%)
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		企業

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 (注2) 「障害者の数」の算出に当たっては、③A欄、F欄の重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、D欄、I欄の重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者及びL欄(平成29年以前)の精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
 (注3) 精神障害者数短時間特例該当について:平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当するものは、0.5ではなく1とカウントします。(1)平成30年6月2日以降に雇入れられたものであること。(2)平成30年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
 :令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、雇用率上1カウントとしている。

第2表 民間企業における障害者の雇用状況

【全国】

令和5年6月1日現在

	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
令和5年	108,202	27,523,661.0	127,318	17,553	350,061	39,856	642,178.0	63,557.5	2.33	54,239	50.1
(令和4年)	(107,691)	(27,281,606.5)	(125,433)	(17,969)	(317,201)	(55,844)	(613,958.0)	(58,855.0)	(2.25)	(52,007)	(48.3)

(注)1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。

② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

2 企業規模別の状況

- (1) 雇用されている障害者の数は、5,550.0人となり、43.5～100人未満と500～1,000人未満の規模企業の企業で前年より増加した。この雇用者数の増減を障害種別にみると、次のとおりとなっている。
- ① 身体障害者
 - ・43.5～100人未満規模で4.0人（対前年0.8%）の減少
 - ・100～300人未満規模で14.0人（対前年1.4%）の減少
 - ・300～500人未満規模で35.5人（対前年10.8%）の減少
 - ・500～1,000人未満規模で4.5人（対前年1.2%）の増加
 - ・1,000人以上規模で32.0人（対前年3.7%）の減少
 - ② 知的障害者
 - ・43.5～100人未満規模で10.0人（対前年2.8%）の増加
 - ・100～300人未満規模で0.5人（対前年0.1%）の増加
 - ・300～500人未満規模で9.0人（対前年7.7%）の増加
 - ・500～1,000人未満規模で34.0人（対前年17.0%）の増加
 - ・1,000人以上規模で24.0人（対前年7.2%）の減少
 - ③ 精神障害者
 - ・43.5～100人未満規模で47.5人（対前年12.9%）の増加
 - ・100～300人未満規模で8.0人（対前年3.6%）の増加
 - ・300～500人未満規模で3.0人（対前年4.1%）の増加
 - ・500～1,000人未満規模で18.0人（対前年18.9%）の増加
 - ・1,000人以上規模で9.5人（対前年3.9%）の増加
- (2) 実雇用率は、次のとおり43.5～100人未満規模、100～300人未満規模、500～1,000人未満規模区分の企業で前年を上回った。
- ・43.5～100人未満規模 2.57%（対前年0.09ポイント上昇）
 - ・100～300人未満規模 2.33%（対前年0.01ポイント上昇）
 - ・300～500人未満規模 2.12%（対前年0.10ポイント低下）
 - ・500～1,000人未満規模 2.50%（対前年0.18ポイント上昇）
 - ・1,000人以上規模 2.36%（対前年0.08ポイント低下）
- (3) 法定雇用率達成企業の割合は、次のとおり43.5～100人未満規模、100～300人未満規模、500～1,000人未満の規模区分企業で前年を上回った。
- ・43.5～100人未満規模 54.3%（対前年1.9ポイント上昇）
 - ・100～300人未満規模 64.9%（対前年1.9ポイント上昇）
 - ・300～500人未満規模 53.7%（対前年同様）
 - ・500～1,000人未満規模 65.2%（対前年8.7ポイント上昇）
 - ・1,000人以上規模 60.0%（対前年24.6ポイント低下）

第3表 民間企業における企業規模別の障害者の雇用状況

【栃木県】

令和5年6月1日現在

項目 規模別	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	⑥ 障害者の数(注2)														⑦ 合計 (E+J+N)	⑧ 実雇用率 (⑥O÷⑤×100)	⑨ 雇用率 達成企業数 (割合)	⑩ 法定雇用障害者数に不足する 障害者数
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C+D×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度知的障害者以外である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H+I×0.5)	K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者数 短時間特別該当 (注3)	N 精神障害者計 K+(L-M)×0.5+M				
43.5~ 100人未満	782	49,047	6,703	52,398.5	50,221.0	115	206	45	65	513.5	34	176	34	171	363.5	89	326	-	415.0	1,292.0	2.57%	425 (54.3%)	380.0
	760	48,428	7,005	51,930.5	49,912.5	115	198	59	61	517.5	31	161	31	199	353.5	90	327	228	367.5	1,238.5	2.48%	398 (52.4%)	381.5
100~ 300人未満	461	72,182	7,057	75,710.5	70,515.0	284	334	40	46	965.0	67	278	15	42	448.0	166	62	-	228.0	1,641.0	2.33%	299 (64.9%)	277.5
	462	72,342	7,847	76,265.5	70,854.5	285	338	45	52	979.0	67	275	12	53	447.5	158	81	43	220.0	1,646.5	2.32%	291 (63.0%)	284.0
300~ 500人未満	67	23,948	1,966	24,931.0	23,425.0	93	93	7	15	293.5	16	83	4	14	126.0	62	14	-	76.0	495.5	2.12%	36 (53.7%)	90.5
	67	23,949	2,094	24,996.0	23,328.0	103	106	7	20	329.0	18	72	1	16	117.0	55	22	14	73.0	519.0	2.22%	36 (53.7%)	72.5
500~ 1,000人未満	46	31,166	1,995	32,163.5	29,521.5	119	133	13	16	392.0	26	167	6	18	234.0	90	23	-	113.0	739.0	2.50%	30 (65.2%)	39.0
	46	30,639	2,432	31,855.0	29,402.0	117	129	16	17	387.5	18	143	10	22	200.0	76	26	12	95.0	682.5	2.32%	26 (56.5%)	58.5
1,000人以上	25	60,284	6,050	63,309.0	58,518.0	246	290	25	34	824.0	49	192	6	23	307.5	190	61	-	251.0	1,382.5	2.36%	15 (60.0%)	34.0
	26	60,044	6,331	63,209.5	58,544.5	266	287	25	24	856.0	48	215	5	31	331.5	194	60	35	241.5	1,429.0	2.44%	22 (84.6%)	10.5
規模別合計	企業 1,381	人 236,827	人 23,771	人 248,512.5	人 232,200.5	人 857	人 1,056	人 130	人 176	人 2,988.0	人 192	人 896	人 65	人 268	人 1,479.0	人 597	人 486	人 -	人 1,083.0	人 5,550.0	人 2.39%	企業 805 (58.3%)	人 821.0
	1,361	235,402	25,709	248,256.5	232,041.5	886	1,058	152	174	3,069.0	182	866	59	321	1,449.5	573	516	332	997.0	5,515.5	2.38%	773 (56.8%)	807.0

(注) 第2表と同じ。下段は令和4年6月1日現在の数値

第4表 民間企業における企業規模別の障害者の雇用状況

【全国】

令和5年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
43.5～ 100人未満 (R2年度 45.5～100人未 満)	企業 55,929 (55,602)	人 3,611,353.0 (3,590,481.0)	人 11,150 (10,829)	人 3,445 (3,547)	人 40,128 (34,342)	人 8,859 (12,908)	人 70,302.5 (66,001.0)	人 8,480.5 (7,783.5)	% 1.95 (1.84)	企業 26,372 (25,460)	% 47.2 (45.8)
100～ 300人未満	36,926 (36,824)	5,685,618.5 (5,676,389.5)	22,043 (21,935)	4,742 (4,931)	68,421 (61,729)	9,892 (14,520)	122,195.0 (117,790.0)	13,886.0 (13,018.0)	2.15 (2.08)	19,684 (19,052)	53.3 (51.7)
300～ 500人未満	7,025 (7,012)	2,481,809.5 (2,480,599.5)	10,829 (10,591)	3,547 (1,753)	36,522 (26,963)	8,548 (4,683)	66,001.0 (52,239.5)	5,485.5 (5,450.5)	2.66 (2.11)	3,295 (3,079)	46.9 (43.9)
500～ 1,000人未満	4,825 (4,778)	3,110,460.0 (3,068,651.0)	14,609 (14,279)	1,975 (1,946)	40,230 (36,150)	4,025 (5,443)	73,435.5 (69,375.5)	8,136.0 (7,170.0)	2.36 (2.26)	2,527 (2,257)	52.4 (47.2)
1,000人以上	3,497 (3,475)	12,634,420.0 (12,465,485.5)	68,827 (67,799)	5,724 (5,792)	171,915 (158,017)	13,735 (18,290)	322,160.5 (308,552.0)	27,569.5 (25,433.0)	2.55 (2.48)	2,361 (2,159)	67.5 (62.1)
規模計合計	企業 108,202 (107,691)	人 27,523,661.0 (27,281,606.5)	人 127,318 (125,433)	人 17,553 (17,969)	人 350,061 (317,201)	人 39,856 (55,844)	人 642,178.0 (613,958.0)	人 63,557.5 (58,855.0)	% 2.33 (2.25)	企業 54,239 (52,007)	% 50.1 (48.3)

(注) 第2表と同じ。下段は令和4年6月1日現在の数値

3 産業別の状況

- (1) 雇用されている障害者の数が前年より増加したのは、「製造業」で32.0人、「医療,福祉」で27.5人、「運輸業,郵便業」で21.5人、「宿泊業,飲食サービス業」で19.5人、「学術研究,専門・技術サービス業」で11.0人、「不動産業,物品賃貸業」で8.5人、「建設業」で5.0人、「情報通信業」で4.0人、「農林業」で3.0人とそれぞれ増加した。
- (2) 雇用されている障害者の数が前年より減少したのは、「卸売業,小売業」で39.0人、「生活関連サービス業,娯楽業」で17.5人、「教育,学習支援業」で13.5人、「金融業,保険業」で12.0人、「サービス業」で8.5人、「複合サービス業」で6.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」で1.0人とそれぞれ減少した。
- (3) この雇用者数の増減を障害種別でみると、
- ① 身体障害者が増加した産業は、「運輸業,郵便業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「不動産業,物品賃貸業」、「建設業」、「学術研究,専門・技術サービス業」であり、減少した産業は、「卸売業,小売業」、「医療,福祉」、「製造業」、「金融業,保険業」、「教育,学習支援業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「サービス業」、「複合サービス業」、「情報通信業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」となっている。
 - ② 知的障害者が増加した産業は、「製造業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「農林漁業」、「サービス業」、「医療,福祉」、「建設業」、「不動産業,物品賃貸業」、「運輸業,郵便業」、であり、減少した産業は、「生活関連サービス業,娯楽業」、「卸売業,小売業」、「教育,学習支援業」、「複合サービス業」、「情報通信業」となっている。
 - ③ 精神障害者が増加した産業は、「医療,福祉」、「製造業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「運輸業,郵便業」、「情報通信業」、「卸売業,小売業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「建設業」、「生活関連サービス業,娯楽業」であり、減少した産業は、「サービス業」、「教育,学習支援業」、「金融業,保険業」、「農林漁業」となっている。
- (4) 全体の実雇用率(2.39%)を上回った産業は、次のとおりとなっている。
- ・「医療,福祉」 3.50% (対前年0.10ポイント増)
 - ・「農林業」 2.49% (対前年0.22ポイント増)

また、全体の実雇用率(2.39%)を下回った産業は、次のとおりとなっている。

- ・「製造業」 2.37% (対前年比0.01ポイント減)
- ・「学術研究,専門・技術サービス業」 2.26% (対前年0.17ポイント増)
- ・「サービス業」 2.22% (対前年0.10ポイント減)
- ・「卸売業,小売業」 2.17% (対前年同率)
- ・「運輸業,郵便業」 2.17% (対前年0.19ポイント増)

- ・「金融業, 保険業」 2.02% (対前年 0.09 ポイント減)
- ・「教育, 学習支援業」 2.01% (対前年 0.13 ポイント減)
- ・「生活関連サービス業, 娯楽業」 1.95% (対前年 0.22 ポイント減)
- ・「情報通信業」 1.94% (対前年 0.18 ポイント増)
- ・「不動産業, 物品賃貸業」 1.90% (対前年 0.02 ポイント減)
- ・「宿泊業, 飲食サービス業」 1.89% (対前年 0.23 ポイント増)
- ・「複合サービス業」 1.67% (対前年 0.10 ポイント減)
- ・「建設業」 1.63% (対前年 0.01 ポイント増)
- ・「電気・ガス・熱供給・水道業」 0.87% (対前年 0.28 ポイント減)
- ・「鉱業, 採石業, 砂利採取業」 0.38% (対前年 0.06 ポイント減)

(5) 全体の法定雇用率達成企業割合 (56.8%) を上回った産業は、次のとおりとなっている。

- ・「農林業」 90.0% (対前年 1.1 ポイント増)
- ・「医療, 福祉」 69.6% (対前年 2.5 ポイント増)
- ・「学術研究, 専門・技術サービス業」 65.2% (対前年 13.0 ポイント増)
- ・「製造業」 62.3% (対前年 1.7 ポイント増)

また、全体の法定雇用率達成企業割合 (56.8%) を下回った産業は、次のとおりとなっている。

- ・「運輸業, 郵便業」 55.3% (対前年 1.1 ポイント増)
- ・「宿泊業, 飲食サービス業」 53.3% (対前年 12.9 ポイント増)
- ・「情報通信業」 52.4% (対前年 19.0 ポイント増)
- ・「卸売業, 小売業」 52.1% (対前年 1.5 ポイント増)
- ・「サービス業」 51.6% (対前年 2.2 ポイント減)
- ・「建設業」 50.0% (対前年同率)
- ・「生活関連サービス業, 娯楽業」 47.5% (対前年 0.8 ポイント増)
- ・「不動産業, 物品賃貸業」 47.4% (対前年 8.9 ポイント減)
- ・「教育, 学習支援業」 37.0% (対前年 16.8 ポイント減)
- ・「複合サービス事業」 33.3% (対前年 6.7 ポイント減)
- ・「金融業, 保険業」 31.3% (対前年同率)
- ・「電気・ガス・熱供給・水道業」 25.0% (対前年同率)
- ・「鉱業, 採石業, 砂利採取業」 16.7% (対前年 3.3 ポイント減)

第5表 民間企業における産業別の障害者の雇用状況

【栃木県】

令和5年6月1日現在

項目 産業別	① 企業数	② 常用 労働者数	③ 短時間 労働者数	④ 常用労働 者総数 (②+ ③×0.5)	⑤ 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる 労働者数 (注1)	⑥ 障害者の数(注2)															⑦ 実用率 (⑥÷⑤× 100)	⑧ 雇率達 成企業数	⑨ 法定雇用 障害者数 に 不足する 障害者数	
						A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時間 労働者	D 重度以外 の身体障 害者である 短時間労働 者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時間 労働者	I 重度以外 の知的障 害者である 短時間労働 者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神 障害者で ある短時間 労働者	M 精神 障害者数 短時間 特例該当 (注3)	N 精神 障害者計 K+(L-M)× 0.5+M	O 合計 (E+J+N)				うち 新規雇用
農林漁業	10	730	68	764.0	764.0	2	6	0	0	10.0	2	3	0	0	7.0	1	1	1	2.0	19.0	0.0	2.49%	9	1.0
鉱業、採石、砂利採取業	6	552	8	556.0	524.0	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	2.0	0.0	0.38%	1	7.0
建設業	54	6,490	125	6,552.5	5,406.5	23	31	1	0	78.0	0	3	0	0	3.0	7	0	0	7.0	88.0	14.0	1.63%	27	40.0
製造業(計)	414	61,981	2,625	63,293.5	62,981.0	263	303	17	15	853.5	80	306	7	9	477.5	147	17	17	164.0	1,495.0	116.0	2.37%	258	214.5
食料品・たばこ	68	9,632	1,271	10,267.5	10,267.5	26	32	4	6	91.0	12	98	0	5	124.5	37	9	9	46.0	261.5	24.5	2.55%	50	25.5
繊維工業	10	1,021	16	1,029.0	1,018.0	4	3	0	0	11.0	2	4	0	4	10.0	4	0	0	4.0	25.0	1.0	2.46%	6	3.5
木材・家具	18	2,400	42	2,421.0	2,420.5	7	20	1	0	35.0	1	13	0	0	15.0	5	1	1	6.0	56.0	9.0	2.31%	14	4.0
パルプ・紙・印刷	15	1,383	87	1,426.5	1,423.5	9	10	2	0	30.0	18	25	3	0	64.0	3	1	1	4.0	98.0	6.0	6.88%	11	4.0
化学工業	46	4,915	216	5,023.0	5,023.0	18	22	0	1	58.5	8	16	1	0	33.0	11	0	0	11.0	102.5	12.0	2.04%	25	26.0
窯業・土石	15	1,440	19	1,449.5	1,449.5	5	10	0	1	20.5	0	0	0	0	0.0	2	0	0	2.0	22.5	0.0	1.55%	6	11.0
鉄鋼	9	1,776	23	1,787.5	1,536.5	6	12	2	1	26.5	1	3	0	0	5.0	0	1	1	1.0	32.5	4.0	2.12%	5	6.5
非鉄金属	7	1,151	41	1,171.5	1,125.5	3	8	0	0	14.0	0	2	0	0	2.0	1	0	0	1.0	17.0	3.0	1.51%	2	11.0
金属製品	53	5,095	98	5,144.0	5,144.0	15	31	2	0	63.0	5	25	0	0	35.0	5	1	1	6.0	104.0	9.0	2.02%	34	28.0
電気機械	34	10,498	212	10,604.0	10,604.0	66	46	3	0	181.0	17	16	0	0	50.0	13	1	1	14.0	245.0	11.0	2.31%	18	21.0
その他機械	103	17,071	346	17,244.0	17,243.0	83	73	2	6	244.0	9	81	0	0	99.0	49	1	1	50.0	393.0	28.5	2.28%	63	55.0
その他	36	5,599	254	5,726.0	5,726.0	21	36	1	0	79.0	7	23	3	0	40.0	17	2	2	19.0	138.0	8.0	2.41%	24	19.0
電気・ガス・熱供給・水道業	4	331	27	344.5	344.5	1	0	0	0	2.0	0	0	0	0.0	1	0	0	1.0	3.0	1.0	0.87%	1	3.0	
情報通信業	21	4,195	66	4,228.0	4,228.0	25	18	1	0	69.0	0	1	1	0	2.0	8	3	3	11.0	82.0	6.0	1.94%	11	11.0
運輸業、郵便業	85	12,383	1,431	13,098.5	10,733.5	42	68	5	6	160.0	3	31	4	5	43.5	17	12	12	29.0	232.5	22.0	2.17%	47	54.0
卸売業、小売業	163	40,083	7,511	43,838.5	43,813.5	133	148	28	25	454.5	31	240	5	37	325.5	107	65	65	172.0	952.0	86.0	2.17%	85	121.0
金融業、保険業	16	7,135	456	7,363.0	7,363.0	39	53	2	2	134.0	1	4	0	0	6.0	9	0	0	9.0	149.0	2.0	2.02%	5	17.5
不動産業、物品賃貸業	19	4,610	313	4,766.5	4,761.5	18	26	4	2	67.0	1	2	0	20	4.5	18	1	1	19.0	90.5	11.5	1.90%	9	12.5
学術研究、専門・技術サービス業	23	6,257	78	6,296.0	6,291.0	16	29	0	0	61.0	10	20	1	0	41.0	40	0	0	40.0	142.0	11.0	2.26%	15	11.0
宿泊業、飲食サービス業	45	5,983	1,760	6,863.0	6,853.0	11	18	6	15	53.5	0	41	4	8	49.0	21	6	6	27.0	129.5	29.5	1.89%	24	32.0
生活関連サービス業、娯楽業	59	5,473	1,227	6,086.5	6,086.0	7	17	3	2	35.0	18	34	0	1	70.5	4	9	9	13.0	118.5	9.0	1.95%	28	35.5
教育、学習支援業	27	14,638	652	14,964.0	11,209.0	63	50	3	7	182.5	0	12	0	1	12.5	25	5	5	30.0	225.0	12.0	2.01%	10	29.5
医療、福祉	296	43,988	5,024	46,500.0	38,503.0	149	179	44	89	565.5	27	132	41	200	327.0	105	352	352	457.0	1,349.5	249.5	3.50%	206	117.5
複合サービス業	15	4,174	143	4,245.5	4,245.5	13	15	2	0	43.0	3	10	0	0	16.0	12	0	0	12.0	71.0	7.0	1.67%	5	21.0
サービス業	124	17,624	2,257	18,752.5	18,093.5	51	95	14	13	217.5	16	57	2	6	94.0	75	15	15	90.0	401.5	57.0	2.22%	64	93.0
合計	企業 1,381	人 236,627	人 23,771	人 248,512.5	人 232,200.5	人 857	人 1,056	人 130	人 176	人 2,988.0	人 192	人 896	人 65	人 287	人 1,479.0	人 597	人 486	人 486	人 1,083.0	人 5,550.0	人 633.5	人 2.39%	企業 805	人 821.0

(注)第1表と同じ

第6表 民間企業における産業別の障害者の雇用状況

【全国】

令和5年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	C.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	D.重度以外 の身体障害者 及び知的障害 者並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
農、林、漁業	410 (411)	43,442.5 (46,600.5)	181 (197)	18 (23)	627 (647)	50 (76)	1,032.0 (1,102.0)	95.0 (95.0)	2.38 (2.36)	245 (234)	59.8 (56.9)
鉱業,採石業, 砂利採取業	75 (71)	10,728.0 (10,692.0)	49 (50)	4 (2)	122 (128)	1 (69)	224.5 (264.5)	12.5 (26.5)	2.09 (2.47)	37 (36)	49.3 (50.7)
建設業	4,830 (4,762)	858,432.0 (853,184.5)	4,553 (4,422)	234 (221)	8,520 (8,076)	242 (377)	17,981.0 (17,329.5)	1,382.0 (1,325.0)	2.09 (2.03)	2,468 (2,315)	51.1 (48.6)
製造業	25,535 (25,700)	7,042,740.5 (7,047,383.5)	37,513 (37,430)	1,720 (1,701)	84,800 (80,931)	3,044 (4,118)	163,068.0 (159,551.0)	11,194.0 (10,819.5)	2.32 (2.26)	14,543 (14,219)	57.0 (55.3)
電気・ガス・熱 供給・水道業	280 (290)	212,582.5 (216,131.5)	1,296 (1,318)	42 (42)	2,465 (2,400)	29 (61)	5,113.5 (5,108.5)	249.0 (265.0)	2.41 (2.36)	142 (133)	50.7 (45.9)
情報通信業	6,443 (6,307)	1,755,423.0 (1,720,494.5)	7,876 (7,705)	305 (285)	17,242 (15,750)	287 (497)	33,442.5 (31,693.5)	3,851.0 (3,702.5)	1.91 (1.84)	1,926 (1,717)	29.9 (27.2)
運輸業,郵便業	7,521 (7,556)	1,593,487.0 (1,622,161.0)	7,627 (7,683)	835 (886)	21,271 (20,340)	1,566 (2,121)	38,143.0 (37,652.5)	3,031.0 (2,978.5)	2.39 (2.32)	4,242 (4,141)	56.4 (54.8)
卸売業,小売業	16,414 (16,418)	4,332,651.5 (4,322,579.0)	16,284 (15,967)	2,959 (3,087)	55,923 (50,050)	8,277 (11,347)	95,588.5 (90,744.5)	9,474.0 (8,638.5)	2.21 (2.10)	6,654 (6,322)	40.5 (38.5)
金融業,保険業	1,436 (1,446)	1,104,449.5 (1,130,604.0)	6,159 (6,329)	263 (266)	12,532 (12,282)	323 (388)	25,274.5 (25,400.0)	1,934.5 (1,799.0)	2.29 (2.25)	573 (587)	39.9 (40.6)
不動産業, 物品賃貸業	2,113 (2,068)	514,089.0 (491,743.5)	2,025 (1,930)	247 (237)	5,568 (4,971)	457 (549)	10,093.5 (9,342.5)	1,168.0 (936.5)	1.96 (1.90)	800 (731)	37.9 (35.3)
学術研究,専門・ 技術サービス業	3,813 (3,596)	1,330,713.0 (1,262,286.5)	5,853 (5,449)	618 (672)	16,167 (14,449)	1,522 (2,128)	29,252.0 (27,083.0)	3,064.0 (2,958.5)	2.20 (2.15)	1,341 (1,254)	35.2 (34.9)
宿泊業,飲食 サービス業	3,151 (3,157)	771,805.5 (768,041.0)	2,689 (2,637)	934 (986)	9,586 (8,518)	2,640 (3,309)	17,218.0 (16,432.5)	1,941.0 (1,641.0)	2.23 (2.14)	1,539 (1,450)	48.8 (45.9)
生活関連サー ビス業,娯楽業	2,937 (2,979)	486,023.0 (490,435.5)	2,088 (2,159)	508 (479)	6,760 (6,120)	1,038 (1,477)	11,963.0 (11,655.5)	1,207.0 (927.5)	2.46 (2.38)	1,342 (1,293)	45.7 (43.4)
教育,学習支援業	2,381 (2,369)	524,152.5 (521,387.0)	2,129 (2,149)	251 (265)	4,778 (4,466)	368 (515)	9,471.0 (9,286.5)	1,032.5 (994.0)	1.81 (1.78)	875 (859)	36.7 (36.3)
医療,福祉	18,688 (18,525)	3,173,138.5 (3,139,350.0)	14,231 (13,858)	5,939 (6,049)	56,102 (45,802)	14,897 (22,048)	97,951.5 (90,591.0)	13,551.0 (12,473.5)	3.09 (2.89)	11,612 (11,129)	62.1 (60.1)
複合サービス事業	883 (886)	288,991.0 (289,757.5)	1,376 (1,350)	162 (183)	3,372 (3,081)	321 (410)	6,446.5 (6,169.0)	495.5 (408.0)	2.23 (2.13)	413 (372)	46.8 (42.0)
サービス業	11,292 (11,150)	3,480,812.0 (3,348,775.0)	15,389 (14,800)	2,514 (2,585)	44,226 (39,190)	4,794 (6,354)	79,915.0 (74,552.0)	9,875.5 (8,866.5)	2.30 (2.23)	5,487 (5,215)	48.6 (46.8)
産業計	108,202 (107,691)	27,523,661.0 (27,281,606.5)	127,318 (125,433)	17,553 (17,969)	350,061 (317,201)	39,856 (55,844)	642,178.0 (613,958.0)	63,557.5 (58,855.0)	2.33 (2.25)	54,239 (52,007)	50.1 (48.3)

(注)第2表と同じ。下段は令和4年6月1日現在の数値

第6表-2 民間企業における産業別の障害者の雇用状況（製造業における雇用状況）

【全国】

令和5年6月1日現在

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
食料品・たばこ	企業 4,054 (4,106)	人 900,831.5 (905,345.5)	人 3,924 (3,876)	人 477 (520)	人 14,296 (13,615)	人 1,245 (1,682)	人 23,243.5 (22,728.0)	人 1,822.5 (1,733.0)	% 2.58 (2.51)	企業 2,676 (2,635)	% 66.0 (64.2)
繊維・衣服	920 (908)	133,306.5 (133,652.5)	660 (654)	60 (50)	1,868 (1,807)	117 (156)	3,306.5 (3,243.0)	257.5 (244.0)	2.48 (2.43)	588 (568)	63.9 (62.6)
木材・家具	559 (556)	81,136.5 (80,965.0)	388 (378)	20 (22)	1,151 (1,104)	29 (23)	1,961.5 (1,893.5)	165.5 (133.0)	2.42 (2.34)	364 (360)	65.1 (64.7)
パルプ・紙・印刷	1,913 (1,922)	345,316.5 (351,972.0)	1,636 (1,714)	90 (83)	4,086 (3,980)	136 (197)	7,516.0 (7,589.5)	446.0 (508.5)	2.18 (2.16)	1,020 (1,031)	53.3 (53.6)
化学工業	2,758 (2,782)	868,045.5 (879,243.0)	4,726 (4,811)	212 (206)	9,960 (9,576)	258 (362)	19,753.0 (19,585.0)	1,549.5 (1,338.5)	2.28 (2.23)	1,417 (1,374)	51.4 (49.4)
窯業・土石	736 (741)	155,290.5 (139,211.0)	771 (665)	35 (29)	1,749 (1,533)	58 (74)	3,355.0 (2,929.0)	215.0 (189.0)	2.16 (2.10)	424 (417)	57.6 (56.3)
鉄鋼	534 (552)	169,861.5 (173,456.0)	895 (917)	24 (31)	2,059 (2,025)	48 (50)	3,897.0 (3,915.0)	193.5 (201.5)	2.29 (2.26)	308 (308)	57.7 (55.8)
非鉄金属	466 (472)	137,573.5 (139,929.5)	735 (723)	22 (30)	1,619 (1,562)	34 (49)	3,128.0 (3,062.5)	264.5 (202.5)	2.27 (2.19)	272 (265)	58.4 (56.1)
金属製品	2,804 (2,749)	382,973.0 (374,182.0)	1,703 (1,627)	96 (94)	4,638 (4,315)	133 (175)	8,206.5 (7,750.5)	621.0 (543.5)	2.14 (2.07)	1,569 (1,486)	56.0 (54.1)
電気機械	2,589 (2,515)	1,207,503.0 (1,173,537.5)	7,640 (7,411)	183 (186)	12,888 (12,038)	302 (367)	28,502.0 (27,229.5)	1,753.0 (1,816.0)	2.36 (2.32)	1,486 (1,403)	57.4 (55.8)
その他機械	5,646 (5,746)	1,955,676.0 (1,975,438.5)	10,899 (11,004)	326 (271)	22,065 (21,323)	395 (570)	44,386.5 (43,887.0)	2,704.5 (2,793.5)	2.27 (2.22)	3,089 (3,031)	54.7 (52.7)
その他	2,556 (2,651)	705,226.5 (720,451.0)	3,536 (3,650)	175 (179)	8,421 (8,053)	289 (413)	15,812.5 (15,738.5)	1,201.5 (1,116.5)	2.24 (2.18)	1,330 (1,341)	52.0 (50.6)
製造業計	企業 25,535 (25,700)	人 7,042,740.5 (7,047,383.5)	人 37,513 (37,430)	人 1,720 (1,701)	人 84,800 (80,931)	人 3,044 (4,118)	人 163,068.0 (159,551.0)	人 11,194.0 (10,819.5)	% 2.32 (2.26)	企業 14,543 (14,219)	% 57.0 (55.3)

(注) 第2表と同じ。下段は令和4年6月1日現在の数値

第2 民間企業における雇用率に関する諸制度等

1 除外率設定業種及び除外率

除外率制度は、一律の法定雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、特定の業種について除外率に相当する労働者数を控除する制度ですが、ノーマライゼーションの観点から、平成14年の法改正により段階的に引き下げ・縮小することとされています。

除外率設定業種	除外率		
	～H16.3	H16.4～	H22.7～
有機化学工業製品製造業、石油製品・石炭製品製造業、輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	15%	→ 5%	→ 0%
その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。)、電気業、郵便局	20%	→ 10%	→ 0%
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。)、倉庫業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	25%	→ 15%	→ 5%
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)、その他の鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、水運業	30%	→ 20%	→ 10%
非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	35%	→ 25%	→ 15%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業(信書便事業を含む。)	40%	→ 30%	→ 20%
港湾運送業	45%	→ 35%	→ 25%
鉄道業、医療業、高等教育機関	50%	→ 40%	→ 30%
林業(狩猟業を除く。)	55%	→ 45%	→ 35%
金属鉱業、児童福祉事業	60%	→ 50%	→ 40%
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	65%	→ 55%	→ 45%
石炭・亜炭鉱業	70%	→ 60%	→ 50%
道路旅客運送業、小学校	75%	→ 65%	→ 55%
幼稚園	80%	→ 70%	→ 60%
船員等による船舶運航等の事業	100%	→ 90%	→ 80%

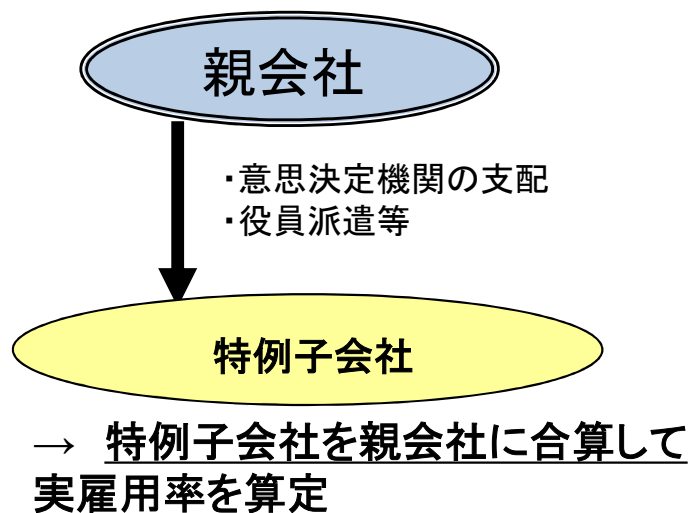
2 「特例子会社」制度

障害者雇用率制度において、障害者の雇用機会の確保（＝法定雇用率）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしております。

また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定も可能とした制度があります。

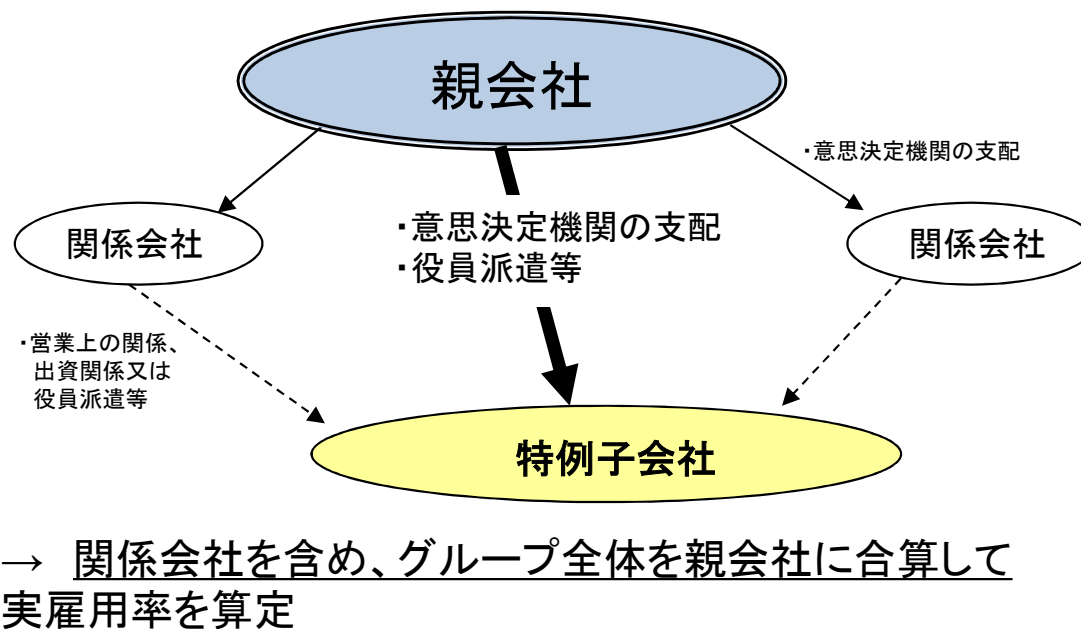
〔特例子会社制度〕



令和5年6月1日現在 598社

※要件等の概要は次項参照

〔グループ適用〕



○「特例子会社」のメリットと要件の概要

事業主にとってのメリット

- ・ 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・ 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。
- ・ 障害者の受け入れに当たっての設備や人的資源を集中化できる。
- ・ 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。

障害者にとってのメリット

- ・ 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・ 障害者に配慮された職場環境の中で、各個人の能力を発揮する機会が確保される。



【特例子会社の要件】

- (1) 株式会社であること
- (2) 常用障害者の数が5人以上、かつ、全常用労働者に占める割合が20%以上
- (3) 雇用障害者全数に占める重度身体障害者・知的障害者・精神障害者の合計数の割合が30%以上
- (4) 作業施設・設備を改善し、職業生活の専任指導員の配置を行う等、障害者雇用には特別な配慮を行っていること
- (5) 障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること

【子会社判定の支配力基準】

次のいずれかの要件を満たす場合に、子会社の意思決定機関を支配していると判断します。

- (1) 議決権の過半数を所有している場合(持株基準)
- (2) 議決権の40%以上50%以下を所有し、かつ以下の①～⑤の要件のうち、いずれかに該当する場合
 - ① 自己と緊密者及び同意者の議決権を合わせて特例子会社の過半数を所有
 - ② (元)役員・使用人が取締役会等の意思決定機関構成員の過半数を占有
 - ③ 重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等の存在
 - ④ 資金調達額の総額の過半について融資等を実行
 - ⑤ その他、意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在
- (3) 議決権の40%未満しか所有していないが、自己と緊密者及び同意者の議決権を合わせて過半数の議決権を所有し、かつ上記(2)の②～⑤の要件のうち、いずれかに該当する場合

3 都道府県別の実雇用率・法定雇用率達成企業割合（民間企業）

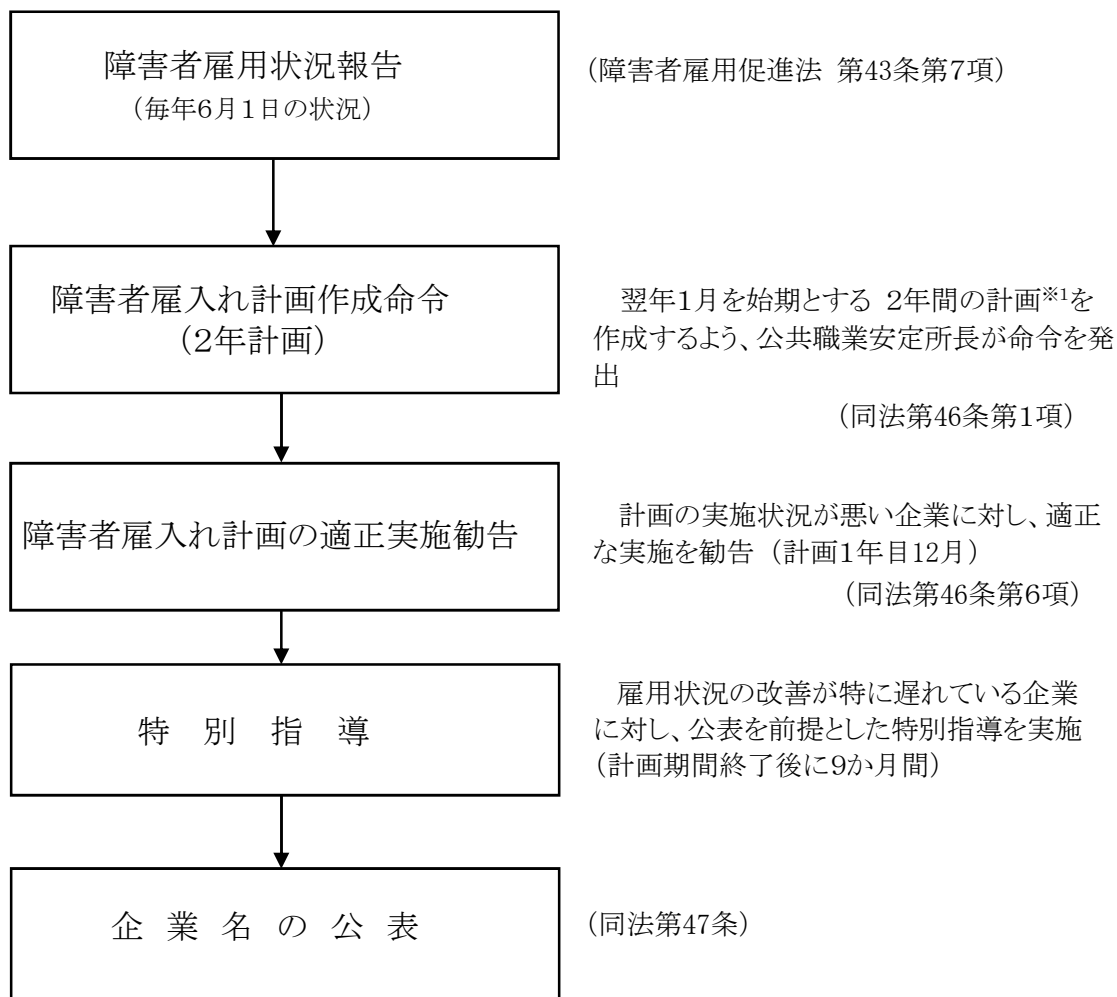
令和5年6月1日現在

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.33	0.08	50.1	1.8	54,239	108,202
北海道	2.58	0.14	53.1	1.8	2,069	3,895
青森	2.55	0.14	57.0	2.0	582	1,021
岩手	2.42	0.04	59.2	0.3	614	1,038
宮城	2.29	0.08	51.1	0.9	830	1,624
秋田	2.40	0.11	64.2	2.2	521	811
山形	2.31	0.13	57.2	2.9	557	973
福島	2.29	0.10	56.7	2.4	862	1,519
茨城	2.32	0.12	51.5	1.7	865	1,680
栃木	2.39	0.01	58.3	1.5	805	1,381
群馬	2.28	0.07	56.1	1.8	964	1,717
埼玉	2.42	0.05	49.6	0.8	1,869	3,767
千葉	2.38	0.16	52.6	2.4	1,518	2,887
東京	2.21	0.07	34.4	1.9	8,057	23,407
神奈川	2.29	0.09	46.6	0.8	2,368	5,077
新潟	2.38	0.15	60.5	3.3	1,224	2,023
富山	2.32	0.08	55.6	△0.3	598	1,075
石川	2.49	0.12	55.7	1.3	653	1,173
福井	2.58	0.10	60.1	1.9	460	765
山梨	2.25	0.05	60.8	2.2	401	660
長野	2.42	0.10	62.3	4.2	1,091	1,751
岐阜	2.47	0.12	56.2	1.1	939	1,671
静岡	2.37	0.05	55.4	2.1	1,717	3,100
愛知	2.28	0.09	51.5	2.9	3,531	6,853
三重	2.56	0.14	61.9	2.8	810	1,309
滋賀	2.52	0.06	59.2	0.6	559	944
京都	2.37	0.06	53.7	1.6	1,055	1,963
大阪	2.35	0.10	46.1	1.5	4,021	8,727
兵庫	2.36	0.08	52.2	1.7	1,899	3,635
奈良	3.06	0.15	65.2	1.1	460	705
和歌山	2.71	0.17	64.3	1.3	411	639
鳥取	2.47	0.08	64.2	3.9	307	478
島根	2.83	0.14	69.6	2.0	426	612
岡山	2.58	0.04	56.0	1.7	859	1,535
広島	2.48	0.10	52.0	2.5	1,265	2,431
山口	2.77	0.09	58.5	1.9	562	961
徳島	2.40	0.06	63.4	2.1	341	538
香川	2.19	0.03	57.1	1.1	519	909
愛媛	2.51	0.13	54.7	2.8	590	1,079
高知	2.51	0.09	63.6	1.3	344	541
福岡	2.38	0.09	52.5	1.7	2,170	4,132
佐賀	2.80	0.04	67.9	1.3	430	633
長崎	2.85	0.05	62.2	△0.2	638	1,026
熊本	2.52	0.05	59.4	2.1	812	1,366
大分	2.72	0.11	65.1	3.6	587	901
宮崎	2.66	0.09	65.5	2.5	569	869
鹿児島	2.62	0.09	61.0	1.2	802	1,315
沖縄	3.24	0.27	65.2	4.2	708	1,086

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

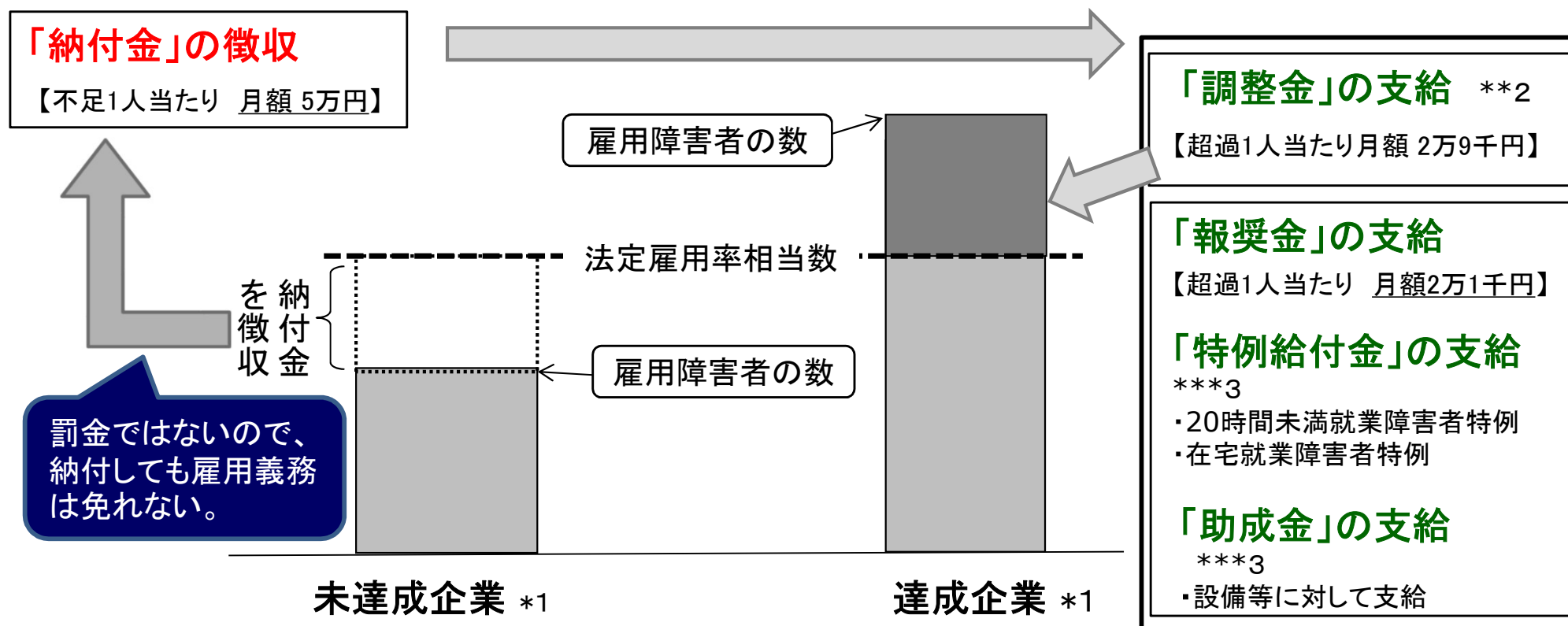
- 令和4年度の実績^{※2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 244社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 94社
 - *「特別指導」の実施 55社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 528社(令和4年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

5 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る目的で、雇用率未達成企業(常用労働者100人超)から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者雇用に関する各種の助成金を支給する制度をいいます。



*1 常用雇用労働者100人超の事業主に限る。

**2 令和4年度以前の年度分として支給する調整金の額は、超過1人あたり月額 2万7千円。

***3 それぞれの別途要件あり。

第3 公的機関・独立行政法人等における雇用状況

1 公的機関における雇用状況

(1) 県の機関

県の機関（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は 190.0 人で、前年より 1.0%（2.0 人）減少し、実雇用率は 3.25%と前年に比べ 0.02 ポイント低下した。

(2) 市町等の機関

市町の機関（法定雇用率 2.6%）に在職している障害者の数は 488.5 人で、前年より 4.8%（22.5 人）増加、実雇用率は 2.65%と前年比べ 0.12 ポイント上昇した。

なお、調査対象 27 機関中 21 機関が法定雇用率を達成している。

(3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会（法定雇用率 2.5%）に在職している障害者の数は 345.0 人で、前年より 0.7%（2.5 人）増加しているが、実雇用率は 2.70%と前年と同率であった。

市町の教育委員会（法定雇用率 2.6%）中、調査対象 2 機関に在籍している障害者の数は、5.0 人で、前年と同数であったが、実雇用率は 2.22%と前年に比べ 0.36 ポイント増加した。なお、調査対象 2 機関中 1 機関が法定雇用率を達成している。

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）で調査対象 5 機関に雇用されている障害者の数は 47.0 人で前年と同数、実雇用率も 2.75%と前年と同率であった。なお、調査対象 5 機関中 4 機関が法定雇用率を達成している。

第7表 公的機関・独立行政法人等における障害者の雇用状況

【栃木県】

令和5年6月1日現在

項目 機関名	① 機 関 数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③						④ 実 雇 用 率 (③F/②×100)%	
			A 重度障害者(身体・知的) (1週間の所定労働時間が30時間以上)	B 重度以外の障害者(身体・知的・精神) (1週間の所定労働時間が30時間以上)	C 重度障害者である短時間職員(身体・知的) (1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)	D 重度以外の障害者である短時間職員(身体・知的・精神) (1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)	E Dのうち(注1)該当者	F 計 (A×2+B+C+(D-E)×0.5)+E		
県	知事部局	1	5,247.5	44	82	0	0	0	170.0	3.24%
	警察本部	1	592.0	8	4	0	0	0	20.0	3.38%
	計	2	5,839.5	52	86	0	0	0	190.0	3.25%
市 町 等	市	14	15,478.5	98	206	2	3	1	406.5	2.63%
	町	11	2,768.0	16	41	1	0	1	75.0	2.71%
	広域行政	2	214.5	1	5	0	0	0	7.0	3.26%
	計	27	18,461.0	115	252	3	3	2	488.5	2.65%
教育委員会	県	1	12,783.5	70	204	0	2	0	345.0	2.70%
	市・町(注2)	2	225.5	1	2	0	2	0	5.0	2.22%
	計	3	13,009.0	71	206	0	4	0	350.0	2.69%
地方独立行政法人等	5	1,712.0	13	21	0	0	0	47.0	2.75%	
合 計	37	39,021.5	251	565	3	7	2	1,075.5	2.76%	

(注1) 精神障害者数短時間特例該当について:精神障害者である短時間労働者は、0.5ではなく1とカウントとする。

(注2) 該当機関が市、町各1機関のため、③欄の「障害種別人数」により障害者個人が特定される可能性があるため、2機関合算とする。

第8表 国・地方公共団体における障害者の在職状況

① 法定雇用率2.6%が適用される国・地方公共団体

【全国】

令和5年6月1日現在

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用分			
国	機関 44 (44)	人 340,707.5 (340,474.5)	人 1,740 (1,718)	人 259 (278)	人 6,013 (5,649)	人 376 (680)	人 9,940.0 (9,703.0)	人 1,065.5 (1,464.0)	% 2.92 (2.85)	機関 44 (44)	% 100.0 (100.0)
都道府県	163 (164)	359,503.0 (363,592.0)	2,536 (2,547)	298 (298)	5,030 (4,744)	455 (546)	10,627.5 (10,409.0)	987.5 (975.5)	2.96 (2.86)	152 (153)	93.3 (93.3)
市町村	2,460 (2,462)	1,353,735.5 (1,341,687.5)	8,292 (8,239)	684 (644)	17,767 (16,787)	1,153 (1,253)	35,611.5 (34,535.5)	3,107.0 (3,193.5)	2.63 (2.57)	1,910 (1,846)	77.6 (75.0)
合計 (令和4年)	2,667 (2,670)	2,053,946.0 (2,045,754.0)	12,568 (12,504)	1,241 (1,220)	28,810 (27,180)	1,984 (2,479)	56,179.0 (54,647.5)	5,160.0 (5,633.0)	2.74 (2.67)	2,106 (2,043)	79.0 (76.5)

(注) 第2表に同じ

② 法定雇用率2.5%が適用される都道府県等の教育委員会

【全国】

令和5年6月1日現在

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	C. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用分			
教育委員会	機関 95 (95)	人 726,615.5 (726,284.5)	人 3,907 (3,894)	人 250 (247)	人 8,710 (8,197)	人 450 (538)	人 16,999.0 (16,501.0)	人 2,257.0 (2,337.5)	% 2.34 (2.27)	機関 64 (58)	% 67.4 (61.1)
合計 (令和4年)	95 (95)	726,615.5 (726,284.5)	3,907 (3,894)	250 (247)	8,710 (8,197)	450 (538)	16,999.0 (16,501.0)	2,257.0 (2,337.5)	2.34 (2.27)	64 (58)	67.4 (61.1)

(注) 第2表に同じ